

1 事業種別	一時預かり事業
2 事業概要	保護者の病気等により家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的な預かりを実施。
3 対象年齢	〔1号認定及び2号認定による利用〕 3～5歳／〔その他の利用〕 主に0～2歳
4 本市での実施状況	<p>〔幼稚園における預かり保育〕（幼稚園で実施） ○私立幼稚園：全園実施</p> <p>〔保育所型・地域密着型〕（保育所・地域子育て支援拠点で実施） ○公立・私立保育所：104か所のうち100か所で実施 平成25年度延べ利用人数 28,452人 ÷ 294日 = 1日平均利用者数96.8人</p> <p>○子育て支援センター：2か所（土日夜間も開所） （静岡中央子育て支援センター（葵区）、清水中央子育て支援センター（清水区）） 平成25年度延利用人数 14,078人 ÷ 360日 = 1日平均利用者数39人</p> <p>※ファミリー・サポート・センター事業：平成25年度延利用人数：就学前児童 6,796人</p>
5 提供区域	14区域（教育・保育事業と同様）
6 量の見込みの算出方法	<p>○国の「手引き」で示された算出方法 〔幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〕</p> <p>1. 1号認定による利用</p> <p>(1) 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 （※専業主婦（夫）家庭、短時間パートの家庭等が対象）</p> <p>(2) 「利用意向」＝不定期事業利用意向の平均日数（年間）</p> <p>(3) 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」</p> <p>2. 2号認定による利用（2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される者）</p> <p>(1) 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 （※共働き家庭（潜在含む）、ひとり親家庭等が対象）</p> <p>(2) 「利用意向」＝2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者の就労日数（年間）</p> <p>(3) 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」</p> <p>〔上記以外の一般の一時預かり〕</p> <p>3. 上記以外の利用（不定期の利用）</p> <p>(1) 「潜在家庭類型別児童数」＝「推計児童数」×「潜在家庭類型（割合）」 （※すべての家庭類型が対象）</p> <p>(2) 「利用意向」＝不定期事業利用意向の平均日数（年間）</p> <p>(3) 「量の見込み」＝「潜在家庭類型別児童数」×「利用意向」 － 1号認定における利用日数 － 不定期事業利用における「ベビーシッター」及び「その他」の利用日数</p> <p>○本市の量の見込みの考え方 国の「手引き」を踏まえて算出。ただし、以下の点に留意。</p> <p>① 「2. 2号認定による利用」について 一時預かり事業は、「1号認定（3歳以上の教育標準時間利用者＝概ね現在の幼稚園に在園している児童）」に相当する者の利用を想定していることを踏まえ、2号認定で「学校教育の利用希望が強い」と考えられる「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」のうち、本事業を利用することが想定される「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」の利用希望者を対象として算定。</p> <p>② 「3. その他の利用」について 国の「手引き」では、「その他の利用」について2歳以下を対象として算出することも可とされていることを踏まえ、本市の3歳以上の児童は概ね保育所・幼稚園等の教育・保育施設に在園していることを勘案し、2歳以下を対象として算出。</p>

7 見直しの考え方 (幼稚園利用)	類型	①過去2年の実績を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」を見直す事業
	事業概要	認定こども園・保育園においては、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児を預かる事業、幼稚園においては、通常の保育時間の前後に預かり保育を行う事業
	量の見込み	○1号認定、2号認定の区分けの廃止 実績において、1号認定・2号認定の区分けを行っていないため ※2号認定とは、幼稚園利用者のうち両親ともに働いている家庭 ○過去2年の利用実績に基づく量と乖離があったため、量の見込みの見直しを行う 「量の見込み」 ＝幼稚園、認定こども園利用児童数（推計）×預かり保育利用児童の割合（平成27、28年度実績）
	確保方策（提供体制）	利用希望のある幼稚園・認定こども園で実施。
(その他利用)	類型	④その他（平成31年度も待機児童園での確保とするため。）
	量の見込み	平成31年度の量の見込みを平成30年度と同等と見込む。
	確保方策（提供体制）	従前の確保方策を維持し、平成31年度、中央子育て支援センターでの確保分を待機児童園で確保することとする。

<幼稚園利用> 「量の見込み」と「確保方策」（計画当初）

(単位：人/年)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定	91,065	89,738	87,439	85,456	84,458
	2号認定	291,136	286,902	279,549	273,211	270,007
	合計	382,201	376,640	366,988	358,667	354,465
確保方策		382,201	376,640	366,988	358,667	354,465

<幼稚園利用> 「利用実績」

(単位：人回/年)

		27年度	28年度
利用実績		205,519	181,124
		205,519	181,124

<幼稚園利用> 「量の見込み」と「確保方策」（見直し案）

(単位：人回/年)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		382,201	376,640	366,988	170,258	168,997
確保方策		382,201	376,640	366,988	170,258	168,997

<その他利用> 「量の見込み」と「確保方策」（計画当初）

(単位：人/年)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		62,605	61,656	60,959	60,095	59,186
確保方策	こども園・保育所	27,374	27,374	27,374	27,374	27,374
	中央子育て支援センター	14,420	14,420	14,420	14,420	21,660
	待機児童園	27,636	27,636	27,636	27,636	21,756
	合計	69,430	69,430	69,430	69,430	70,790

<その他利用> 「量の見込み」と「確保方策」（見直し案）

(単位：人回/年)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		62,605	61,656	60,959	60,095	60,095
確保方策	こども園・保育所	27,374	27,374	27,374	27,374	27,374
	中央子育て支援センター	14,420	14,420	14,420	14,420	14,420
	待機児童園	27,636	27,636	27,636	27,636	27,636
	合計	69,430	69,430	69,430	69,430	69,430